

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	三愛オブリ株式会社			コード	8097
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されているため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	鵜瀬 恵子	社外取締役	○													○		有
2	二宮 洋二	社外取締役	○												○			有
3	鈴木 久泰	社外取締役	○												○			有
4	渡邊 秀俊	社外監査役	○													○		有
5	加藤 文彦	社外監査役	○													○		有
6	稗田さやか	社外監査役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		鵜瀬恵子氏は、公正取引委員会において長年にわたり経済法の分野に携わり、そのなかで培われた高い見識とその豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切におこなっていただけるものと判断し、社外取締役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。
2	二宮洋二氏は、株式会社佐賀共栄銀行の代表取締役頭取であり、当社子会社の佐賀ガス株式会社と同行との間には、借入取引がある。なお、同行からの借入額は直近の過去3事業年度においていずれも当社の連結総資産の0.2%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断している。	二宮洋二氏は、財務省などにおいて長年にわたり金融の分野に携わり、また、株式会社佐賀共栄銀行の代表取締役頭取を務めることで培われた高い見識と豊富な経験を有している。これらの高い見識と豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切におこなっていただけるものと判断し、社外取締役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。
3	鈴木久泰氏は、日本空港ビルディング株式会社の代表取締役副社長であり、当社と当社グループとの間には、事務所賃借等の取引がある。なお、当社グループとの取引額は直近の過去3事業年度においていずれも当社および同社の連結売上高のそれぞれ0.2%未満である。また、当社と当社との間には株式の保有関係があるが、同社の保有する当社株式および当社の保有する当社株式の持株比率はいずれも1%未満と僅少であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断している。	鈴木久泰氏は、国土交通省において航空局長や海上保安庁長官などの要職を歴任し、また、日本空港ビルディング株式会社の代表取締役副社長を務めることで培われた高い見識と豊富な経験を有している。これらの高い見識と豊富な経験を活かし、当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切におこなっていただけるものと判断し、社外取締役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。
4		渡邊秀俊氏は、公認会計士としての豊富な経験などから十分な見識を有することから、企業財務・会計の専門家としての立場から職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。
5		加藤文彦氏は、経済産業省において貿易・エネルギーの分野に携わり、その後、全国石油商業組合連合会副会長を務めるなど、主に資源・エネルギーの分野における豊富な経験と高い見識を有することから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。
6		稗田さやか氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務の専門的な見識を有することから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任している。また、当社が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定した。

## 4. 補足説明

社外役員の独立性基準
当社は、現在および直近の過去3年間において、次のいずれにも該当しない社外役員について独立性があると判断しております。
1. 当社または当社子会社を主要な取引先とする者(その者の直近の過去3事業年度のいずれかの年度における連結売上高の2%以上の支払いを、当社または当社子会社から受けた者をいう。)またはその業務執行者
2. 当社または当社子会社の主要な取引先である者(当社および当社子会社に対して、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における連結売上高の2%以上の支払いをおこなっている者をいう。)またはその業務執行者
3. 当社または当社子会社の主要な借入先(直近の過去3事業年度末のいずれかの年度末における当該借入先からの借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。)またはその業務執行者
4. 直近の過去3事業年度のいずれかの年度において、当社または当社子会社から1,000万円またはその者の収入総額の2%を超える寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
5. 直近の過去3事業年度のいずれかの年度において、当社または当社子会社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
6. 当社の主要株主(議決権割合10%以上の株主をいう。)またはその業務執行者
7. 当社または当社子会社の業務執行者(重要でない者を除く。)の二親等以内の親族
8. 当社の社外取締役の二親等以内の親族(社外監査役を判定する場合に限る。)
9. 上記1~6に該当する者(重要でない者を除く。)の二親等以内の親族

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。